年金保険料の未納問題の原因と改善策

社会福祉学部　社会福祉学科
13FF2150　小松由佳

目次

はじめに

1.　年金の仕組み
2.　納付率
3.　保険料の未納理由
3-1.　保険料の引き上げ
3-2.　年金制度の周知状況
3-3.　年金不信
4.　保険料未納で起こること・免除制度
4-1.　保険料を納めないと損になる
4-2.　国民年金法の違法である
4-3.　国民年金保険料の免除

おわりに

はじめに

年金というのは老後の収入の 7 割以上を担っている。その年金がなくなれば無収入で 20 年近く生活しなくてはならない。そのため、内閣府の調査では、日常生活における人々の悩みや不安として最も大きなウェイトを占めているのは、老後の経済不安であるという。

しかし、年金に頼らずとも自分の貯蓄で生活できると言って、年金保険料を支払わないという、年金未納者・未加入者がいる。老後の経済不安と言われている中で、年金保険料を支払わない＝年金未納ということがなぜ起こってしまうのか、なぜ払わないという考えが出てしまうのかを考えていきたい。そして、年金保険料の未納を減らすための改善策を考察する。

ここでの年金未納者・未加入者は、筆者も含まれる 20 歳～29 歳の一号被保険者を中心とする。

1. 年金の仕組み

まず、年金の仕組みについて説明する。

国民年金とは、日本国内に住む20～60歳のすべての人が加入する公的年金のことであり、老後生活を憂いなく、その人および家族が最低限の生活ができるように保障するものである。

国民年金(基礎年金)と厚生年金の 2 階建てになっている。

貯金と違い、公的年金の果たしている役割として

・労働者に対して老後に備えた「強制貯蓄」させる
・働く手段がなく、所得のない高齢者に現役世代から「所得の再分配」を行う
・子(世代)が老親(世代)の面倒を見るという「扶養」を社会全体で行う

ことなどの考え方がある。(厚生省年金局 1995:5)

公的年金は国民年金、厚生年金保険、各共済組合の 3 つのグループに分かれている。

国民年金は、すべての人を加入対象として、全国民共通の基礎年金を支給する。

現在の国民年金の分類として、以下の加入者は 3 種類に分けられる。

一号被保険者：次の二号でも三号でもでもない人。
二号被保険者：何らかの被用者年金の加入者。
三号被保険者：二号被保険者の配偶者で、自らは二号被保険者ではない人。

どの被保険者でも同じ国民年金に加入する仕組みになっている。

国民年金の特徴として、若年人口の減少や長寿化に応じて給付水準を調整するマクロ経済スライド制がある。

厚生年金は、一般の被用者(サラリーマン等)を対象として、国民年金に上乗せされる形で支給される。国民年金は加入者全員が一定額の保険料なのに対し、厚生年金は、その人の賃金に一定率をかけた額が保険料となるため、一般的に高所得者は多額の保険料を支払うことになり、かつ、厚生年金の給付額も支払保険料によって、その額に差が出るため、報酬比

例の年金と言われている。

保険料は被保険者と雇用者の折半負担となるため、被保険者の実際の負担分は厚生年金保険料の半額となる。

給付は基礎年金と報酬比例部分の 2 階建てから給付される。この基礎年金は保険料に関わらず、定額が支給される。つまり、給料が多く保険料が多い人が、給料が低く保険料が安い人の給付を賄うこととなる。これを「所得再分配」という。

共済年金は、共済組合等(公務員等)の長期給付を一般的に共済年金といい、公的年金として厚生年金保険の代行的な機能を果たす。

公的年金のシステムは、公的年金は加入している人や会社から保険料を徴収し、それをおもな原資として、給付要件に該当した人(老齢に達した人や障害状態になった人、死亡した人の遺族)に支払っている。この方式を「保険方式」という。

また、老齢年金をもらう人の原資を若い現役世代の人たちの保険料でまかなっていくというしくみを「世代間扶養」という。世代間扶養を維持するためには、現役世代が全員強制加入し、保険料を確実に支払っていくことが必要となる。(中尾 2014:14-16)

国民年金保険料を払い続けることによって、原則 65 歳から受給する老齢基礎年金、障害を負った時に支給される障害基礎年金、配偶者が死亡した時に受け取る遺族基礎年金といった 3 種類の年金をもらうことができる。

老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間、保険料を免除された期間と合算対象期間とを通算した期間が原則 25 年間（300 月）以上あることが必要である。満額支給されるには、20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間の全期間保険料を納める必要がある。

現在では、20～60 歳までの人が払う保険料を基本として、それに国庫負担を組み合わせることで運営している。国庫負担割合は 3 分の 1 となっていたが、少子高齢化の影響もあり、平成 16 年の法律改正で平成 21 年までには 2 分の 1 に引き上げることが決定している。平成 16 年度からその引き上げに着手し、平成 21 年度から国庫負担割合は、2 分の 1 になった[1]。

2. 納付率

国民年金の納付率について見ていく。納付率とは実際に保険料を納めた月数を納付すべき月数で割った数字である。

図表 1 は平成 26 年度と平成 25 年度の国民年金の年齢階級別納付率である。国民年金の納付率は、平成 26 年は 63.05%、平成 25 年は 60.89%である。平成 26 年度の納付率はいずれの年齢も上がっている。理由として、政府が未納者への戸別訪問や催告状の送付などを強化しているためである。所得が低い人に保険料の納付免除の申請をしてもらい、納付率の分母である納付すべき月数が押し下げられたことも数値改善につながったと考えられる。

年齢別に見ると、25 歳～29 歳は 52.98%であり、最も高い 55 歳～59 歳の 74.62%とは大きな開きがあり、未納は若者が多い。

国民年金の未納の理由は、「届出の必要性や制度の仕組みを知らなかった、忘れていた等」

[1]日本年金機構 「保険料負担の仕組み」
(http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/hokenryo-futan/20140710.html)

が 33.4%、「加入したくない」が 27.2%であり半分以上を占めている。さらに「加入したくない」の内訳として「保険料が高く、経済的に納めるのが困難だから」が 16.0%、「年金制度の将来が不安だから」が 9.4%と上位となる[2]。

図表 1　平成 26 年度 年齢階級別納付率[3]

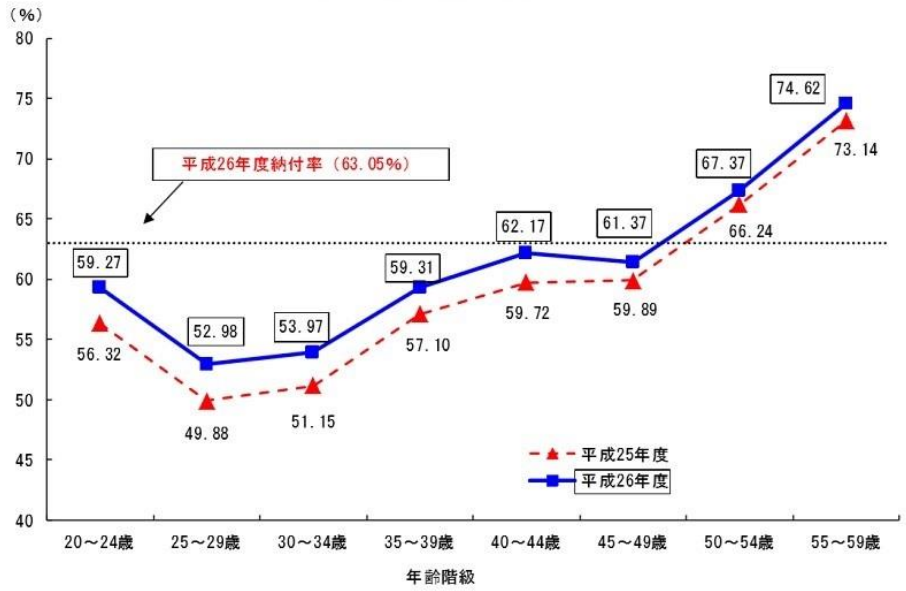

3.　保険料の未納理由

第 2 章から考えられる理由は

・保険料が高く、経済的に納めるのが困難である

・制度の仕組みを知らなかった

・年金に対する不安

の 3 点とわかった。以下で詳しく説明する。

3-1.　保険料の引き上げ

保険料の未納が増えた原因として、「長引く不況のために、収入は増えないのに、納付すべき保険料だけがどんどん高くなっていった」(盛山 2007:143-144)ことがあるという。

図表 2 では、国民年金保険料の変遷を示しており、年々保険料が上がっているのが分かる。

国民年金が強制加入になったのは 1986 年(昭和 61 年)のことであった。この時学生は任意加入であり、学生までもが強制加入になったのは、1991 年(平成 3 年)となる。この 1986 年(昭和 61 年)当時、月額保険料は 6800 円であるため、今の 1 万 5000 円の約半分となる。

---

[2]社会保険庁「平成 25 年公的年金加入状況等調査」(Houdouhappyou-12509000-Nenkinkyoku-Chousashitsu/25pr-gaiyou.pdf)

[3]出典：厚生労働省「平成 26 年度の国民年金の加入・保険料納付状況」5 ページ 図 4 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_h26.pdf)

ではなぜ保険料が高くなっていくのか。

図表 2　国民年金保険料の変遷[4]

保険料を納付する月分	定額	
	35 歳未満	35 歳以上
昭和 36 年 4 月～昭和 41 年 12 月	¥100	¥150
昭和 42 年 1 月～昭和 43 年 12 月	¥200	¥250
昭和 44 年 1 月～昭和 45 年 6 月	¥250	¥300
昭和 45 年 7 月～昭和 47 年 6 月		¥450
昭和 47 年 7 月～昭和 48 年 12 月		¥550
昭和 49 年 1 月～昭和 49 年 12 月		¥900
昭和 50 年 1 月～昭和 51 年 3 月		¥1,100
昭和 51 年 4 月～昭和 52 年 3 月		¥1,400
昭和 52 年 4 月～昭和 53 年 3 月		¥2,200
昭和 53 年 4 月～昭和 54 年 3 月		¥2,730
昭和 54 年 4 月～昭和 55 年 3 月		¥3,300
昭和 55 年 4 月～昭和 56 年 3 月		¥3,770
昭和 56 年 4 月～昭和 57 年 3 月		¥4,500
昭和 57 年 4 月～昭和 58 年 3 月		¥5,220
昭和 58 年 4 月～昭和 59 年 3 月		¥5,830
昭和 59 年 4 月～昭和 60 年 3 月		¥6,220
昭和 60 年 4 月～昭和 61 年 3 月		¥6,740
昭和 61 年 4 月～昭和 62 年 3 月		¥7,100
昭和 62 年 4 月～昭和 63 年 3 月		¥7,400
昭和 63 年 4 月～平成　元年 3 月		¥7,700
平成　元　年 4 月～平成　2 年 3 月		¥8,000
平成　2　年 4 月～平成　3 年 3 月		¥8,400
平成　3　年 4 月～平成　4 年 3 月		¥9,000
平成　4　年 4 月～平成　5 年 3 月		¥9,700
平成　5　年 4 月～平成　6 年 3 月		¥10,500
平成　6　年 4 月～平成　7 年 3 月		¥11,100
平成　7　年 4 月～平成　8 年 3 月		¥11,700
平成　8　年 4 月～平成　9 年 3 月		¥12,300
平成　9　年 4 月～平成　10 年 3 月		¥12,800
平成　10　年 4 月～平成　11 年 3 月		¥13,300
平成　11　年 4 月～平成　12 年 3 月		
平成　12　年 4 月～平成　13 年 3 月		
平成　13　年 4 月～平成　14 年 3 月		
平成　14　年 4 月～平成　15 年 3 月		
平成　15　年 4 月～平成　16 年 3 月		
平成　16　年 4 月～平成　17 年 3 月		
平成　17　年 4 月～平成　18 年 3 月		¥13,580
平成　18　年 4 月～平成　19 年 3 月		¥13,860
平成　19　年 4 月～平成　20 年 3 月		¥14,100
平成　20　年 4 月～平成　21 年 3 月		¥14,410
平成　21　年 4 月～平成　22 年 3 月		¥14,660
平成　22　年 4 月～平成　23 年 3 月		¥15,100
平成　23　年 4 月～平成　24 年 3 月		¥15,020
平成　24　年 4 月～平成　25 年 3 月		¥14,980
平成　25　年 4 月～平成　26 年 3 月		¥15,040
平成　26　年 4 月～平成　27 年 3 月		¥15,250
平成　27　年 4 月～平成　28 年 3 月		¥15,590

まず、保険料額の計算方法について説明する。
計算式は以下の通りである。

毎年度の国民年金保険料額＝平成 16 年度の改正で決められた保険料額×(※)保険料改定率
(※)保険料改定率＝前年度保険料改定率×名目賃金変動率(物価変動率×実質賃金変動率)

毎年度の実際の保険料額は、次の計算式により平成 16 年度の改正で決まった保険料額(図表 3 を参照)に名目賃金変動率(物価や賃金の伸び)に合わせて調整することとなる。

[4] 出典：日本年金機構「国民年金保険料の変遷」
(https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo-hensen/20150331.files/0000026733IeEkr9UjKO.pdf)

図表 3　平成 16 年の制度改正で決められた保険料額[5]

H16 年の制度改正で決められた H17 年度以降の保険料額	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年
	13,580	13,860	14,140	14,420	14,700	14,980	15,260
	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年度以降	
	15,540	15,820	16,100	16,380	16,660	16，900円	

平成28年4月現在

平成 16 年改革により、改正前は 13,300 円であった国民年金を毎年 280 円ずつ上げていく改正が行われた。これは永遠に上がるわけではなく、平成 29 年度以降は 16,900 円で固定されることとなる。(吉原 2004:179)

年金給付の総額が変動する理由として 5 点あげられる。(河村 2015:11)

・受給者数が増える
・加入期間や給付の基準となる給与が増える
・受給者が長生きする
・物価スライドで年金額が変更になる
・年金制度を変更する

給付が増え、保険料が高くなる原因として考えられる理由は、2 点あげられる。

・保険料改定率
・少子高齢化

保険料改定率は物価変動率と実質賃金変動率を掛けて出された名目賃金変動率が関係している。世の中の物価や賃金を加味して保険料が決められている。

少子高齢化の受給者の増加(図表 4)と被保険者の減少(図表 5)により負担額は上がることとなる。

[5] 出典：日本年金機構「将来の国民年金保険料額の決め方」(http://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/20150331-02.files/0000026736ugVtZl4JOg.pdf)

図表 4 国民年金受給者数の推移[6]

（年度末現在、単位：万人）

	総　数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成22年度	2,834	2,542	108	172	12
	(1,092)	(829)	(108)	(149)	(5)
23	2,912	2,627	99	174	12
	(1,067)	(813)	(99)	(151)	(5)
24	3,031	2,753	89	177	11
	(1,047)	(800)	(89)	(153)	(5)
25	3,140	2,869	80	180	11
	(1,023)	(784)	(80)	(155)	(4)
26	3,241	2,977	71	183	10
	(999)	(767)	(71)	(157)	(4)

注.（　）内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

図表 5 国民年金被保険者の推移[7]

（年度末現在、単位：万人）

	第１号被保険者（任意加入被保険者を含む）			（再掲）任意加入被保険者				第３号被保険者		
	総　数	男　子	女　子	総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上	総　数	男　子	女　子
平成22年度	1,938	992	947	34	5	29	1	1,005	11	993
23	1,904	973	931	33	5	27	1	978	11	967
24	1,864	956	907	29	5	24	1	960	11	949
25	1,805	928	878	27	5	21	1	945	11	934
26	1,742	896	846	24	5	19	1	932	11	921

以上のことから、保険料の引き上げは、非正規労働者には、保険料の負担が重くなっていくということが、未納が増えた原因といえる。図表 6 は「雇用形態、性、年齢階級別賃金」を示している。正社員・正職員に比べ、非正規労働者は収入が低いことが分かる。

非正規労働者が多い理由として、

・リーマンショックなどの社会不況

・産業構造の変化

などがあげられる。

[6] 出典：厚生労働省「平成 26 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」16 ページ 表 16 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_h26.pdf)

[7] 出典：厚生労働省「平成 26 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」13 ページ 表 14 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_h26.pdf)

図表 6　雇用形態、性、年齢階級別賃金[8]

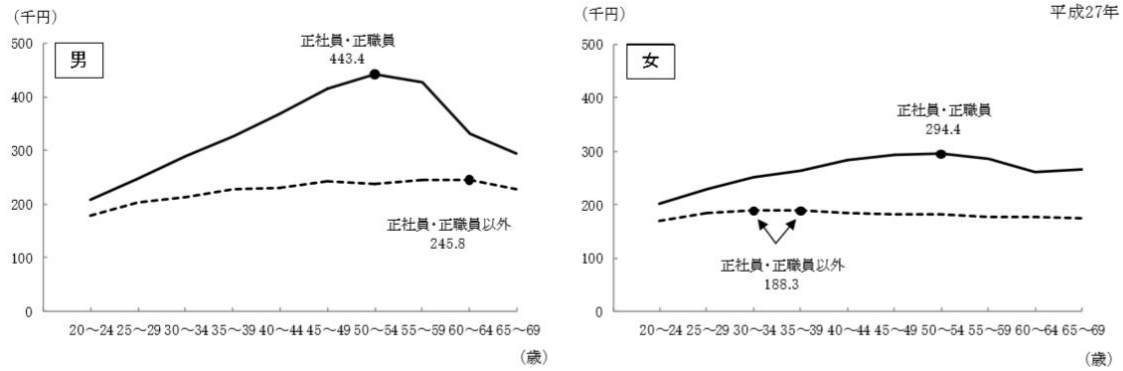

3-2. 年金制度の周知状況

図表 7 は加入・納付義務に関する周知状況である。「20～59 歳の国民は公的年金に加入し、保険料を納付しなければならないこと」について知っている割合は、第 3 号被保険者で 96.1%、第 2 号被保険者で 95.2%、第 1 号被保険者で 91.3%となっているのに対して、第 1 号未加入者では 57.4%と低くなっている。

図表 7 加入・納付義務に関する周知度(20～59 歳)[9]

	総数	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
					（単位：%）
総数	94.0	91.3	95.2	96.1	57.4
20～29歳	88.6	86.2	90.4	93.9	45.6
30～39歳	94.5	90.9	95.7	95.7	53.2
40～49歳	95.8	93.9	96.7	96.4	57.1
50～59歳	96.2	95.0	97.1	96.6	67.8

注1）不詳の者を除く。
　2）総数は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者及び第1号未加入者以外の者も含む。

では、保険料免除制度はどうか。図表 8 は保険料免除制度に関する周知状況である。「保険料の免除制度」について知っている割合は、第 1 号被保険者で 71.0%、第 3 号被保険者で 67.8%、第 2 号被保険者で 66.9%となっているのに対して、第 1 号未加入者では 38.3%にとどまっている。

---

8 出典：厚生労働省「平成 27 年賃金構造基本統計調査」11 ページ 第 6 図
(http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2015/dl/13.pdf)
9 出典：厚生労働省「平成 25 年公的年金加入状況等調査」22 ページ 表 21
(Houdouhappyou-12509000-Nenkinkyoku-Chousashitsu/25pr-gaiyou.pdf)

図表 8 保険料免除制度に関する周知度(20～59 歳)[10]

	総 数	第１号被保険者	第２号被保険者	第３号被保険者	第１号未加入者
					（単位：%）
総 数	67.9	71.0	66.9	67.8	38.3
20～29歳	58.9	61.1	57.6	59.8	36.6
30～39歳	68.4	71.4	68.1	66.3	37.0
40～49歳	68.9	75.2	67.9	65.1	37.8
50～59歳	74.2	78.3	72.3	75.3	40.3

注１）不詳の者を除く。
２）総数は、第１号被保険者、第２号被保険者、第３号被保険者及び第１号未加入者以外の者も含む。

正しい制度の理解、免除制度の認知が低く、未納が増える原因と考えられる。なお、保険料免除制度は 4-3 で述べる。

3-3. 年金不信

若者を中心とする年金未納については、「加入しても損になるのではないか、給付と負担の関係がわかりにくい、将来の年金財政は破綻してしまうのではないか」(佐々木 2012:95)といった制度の無理解による年金不信が高まってきている。

年金は年齢に達すれば、生きている限り受給することができる。そのため、生涯収入を安定させたいと考えている人には、年金は有効であり、欠かせない金融資産として需要されるはずである。しかし、第一号被保険者に占める未納・未加入者は約 16%にものぼるという。(佐々木 2012:96)

理由としては、加入しても割に合わないため、加入を拒んでいるのではないかと考えられる。男女の差もあるが、現在 20 歳の人が平均年齢の 80 歳まで生存した場合、20 歳から 60 歳までに支払う保険料の総額と、65 歳以降に受け取る年金の総額を比較すると、回収できる額はおおむね 8 割程度にしか満たないと佐々木はいう。しかし、厚生労働省の推計によると、いずれの世代においても、国民年金に加入すれば受取超過になると掲示している。研究者・研究機関ごとに推計の違いが生じるのは、国庫負担分を含めるかどうか、受給負担比率の計算の根拠となる出生率や経済成長率などをどう見積もるかによって異なる。(佐々木 2012:96) こういった回収できる額の割合がはっきりとわからないことが、未納・未加入の主な原因になっているのではないだろうか。

4. 保険料未納で起こること・免除制度

第 3 章で述べたことにより保険料の未納理由がわかった。ではその年金に加入しないとどのようなことが起こるのか。

[10] 出典：厚生労働省「平成 25 年公的年金加入状況等調査」23 ページ 表 22 (Houdouhappyou-12509000-Nenkinkyoku-Chousashitsu/25pr-gaiyou.pdf)

4-1. 保険料を納めないと損になる

加入しないということは、自分の年金額が減ることとなる。しかし、貯蓄でどうにかなると考えている人もいるが、前に記したように、半分は国庫負担で賄われている。国庫負担は自分たちの税金である。未納者たちはこの税金を捨てることになるため、損しているのではないだろうか。

また、保険料を支払わない人は「他人に迷惑をかけていない」とよく主張するのを聞く。年金の制度上、本人の保険料納付済期間が短ければ、年金額も減り、場合によっては受け取れないこともある。(第 1 章を参照)

国民保険料は国民年金、厚生年金保険、各共済年金保険からお金を出し合って、引退世代の必要な年金額をまかなっている。つまり、3 グループで負担を分け合っていることになる。そのため、このうち 1 つが負担を果たせなくなると、残りの 2 グループに負担を回さざるをえなくなるのだ。自営業、フリーターが保険料を負担しない分は、会社員などに保険料負担を付け回しているのが現状である。未納・未加入が増えると全体が損をすることになる。(亀岡 2004:76-77)

4-2. 国民年金法の違法である

今まで年金を支払わない理由について述べてきた。では実際に年金保険料を納めないどうなるのか。ここでは、年金保険料を払うことのできる資力を持っており、保険料を納めない場合とする。

国民年金は公的な年金制度で、加入が義務付けられているものである。そのため、十分な所得があるにもかかわらず、保険料を支払わない場合には、国が強制的に保険料を徴収することができるようになっている。つまり「自分は年金なんていらないから保険料は払わない」という選択はできないという仕組みになっているのである。

では、保険料の未払いが数ヶ月続くとどうなるのか。保険料が未納になっている事の通知が始まる。これは「自主的に支払う」ことを勧める、納付督励という段階である。自宅や携帯電話に電話がかかってくる、封書やはがきで書類が届く、自宅への戸別訪問など、様々な方法で保険料を納付するよう、案内が行われることになる。このとき、経済的な理由で支払いができなくなった場合には、免除手続きに関する一般的な案内を受けることもできる。

しかし、保険料の未払い期間が半年を超えると、年金事務所から「特別催告状」が届くことになる。この特別催告状は「催告状や電話による納付案内や免除の案内を行っても、保険料の未納が 7 ヶ月以上続いている人」に発送される。それでも未納を続け保険料を払わなかった場合には、年金事務所から国民年金未納保険料納付勧奨通知書(最終催告状)が送付されてくる。これは記載された期日までに納付が行われない場合に、法に定める滞納処分が開始されることの通知でもある。

督促の扱いになると、年金機構が保険料を強制的に差押することができるようになる。また、保険料に延滞利息もかかることになる。強制徴収の対象者は「年金保険料を払うことができる資力を持っていながら、度重なる納付督励に応じていない人」である。最終催告状発行件数は、平成 25 年度が 65,984 件で、平成 26 年度は 56,767 件であった。日本年金機構は、平成 30 年度までに、免除対象となっていない滞納者すべてを督促の対象とする方針である。

平成 26 年度は、「年間の所得が 400 万円以上で、滞納期間が 13 か月以上」の人を、強制徴収の対象としていたが、平成 27 年度からは、「年間所得が 400 万円以上で、滞納期間が 7 ヶ月以上」の人も、強制徴収の対象になっている。また、今後も徐々に年間所得の基準を下げていき、強制徴収対象者の基準を拡大する方針だ。

配偶者や世帯主も連帯納付義務者として、年金保険料を連帯して納付する義務を負っている。そのため、配偶者や親宛にも、同じ督促状と、連帯納付義務者に係る督促状についてといった書類が届くことになる。強制徴収の対象者は「年金保険料を払うことができる資力を持っていながら、度重なる納付督励に応じていない人」であり、督促状発行件数は、平成 25 年度が 28,426 件で、平成 26 年度は 33,175 件である[11]。

差押することによって国民年金保険料を徴収できるかどうか、どのタイミングで差押を行うのが確実かなど、銀行口座の残高や入出金の状況を、世帯主や配偶者などの連帯納付義務者全員、調査されることになる。財産差押の件数は、平成 25 年度が 4,617 件で、平成 26 年度は 8,104 件である。差押される金額は、未納となっている年金保険料に、延滞利息を加えた金額である。十分な収入や、預金や貯蓄、不動産がない場合は、差押が行われることはない。ただ、保険料支払の義務は残り、年金も未払い状態となることには変わりはない。

4-3. 国民年金保険料の免除

3-2 で述べたように、お金がなくて保険料を支払うことが難しい場合には、保険料を払わなくてもいいという免除制度が用意されている。また、失業して収入が途絶えている場合や、アルバイトなどで収入の少ない 20 歳以上の学生にも、保険料の支払いを免除される手続きが用意されている。平成 25 年度末時点で、国民年金加入者の 3 割以上は、なんらかの免除や猶予をうけている。

保険料を払っていないことには変わりはないが、未納と免除は全く違う。しかし、免除の条件に当てはまっていても 7 割は免除申請すらしていないのが現状である。

国民年金保険料は、収入や年齢、加入年数にかかわらず、全員一律の保険料のため、実際は各個人によって収入は異なり、年齢によっても負担の重さは違う。そこで、国民年金保険料を支払うことが困難な人のために、「一定の条件にあてはまれば保険料の支払いを免除する」制度が用意されている。

制度は以下の通りである。

- 学生の場合、学生納付特例制度。
  その場合、毎月の国民年金保険料は 0 円 になる。
- 20 代で実家住まいのニートやフリーターの場合、若年者納付猶予。
  その場合、毎月の国民年金保険料は 0 円 になる。
- 自営業収入が一定範囲の場合全額免除または一部納付。
  その場合、毎月の国民年金保険料は全額免除または一部の納付 でよくなり、負担が軽くなる。

---

[11] 日本年金機構「国民年金保険料の強制徴収の集中取組について」
(http://www.nenkin.go.jp/oshirase/press/2015/201501/20150123.files/0000025136kXiqedCoBT.pdf)

・　失業した場合、失業前の収入等にかかわらず全額免除。
　その場合、毎月の国民年金保険料は全額免除されることになる。
これらの制度を使うことにより、支払い期間が短くとも年金を受け取ることができる。

おわりに

本論文では、年金未納ということがなぜ起こってしまうのか、なぜ払わないという考えが出てしまうのかについて述べてきた。

第一章では、年金の仕組みについて述べた。国民年金とは、すべての人が加入する公的年金のことであり、老後生活を憂いなく、その人および家族が最低限の生活ができるように保障するものである。公的年金のシステムは、「保険方式」という、公的年金は加入している人や会社から保険料を徴収し、それをおもな原資として、給付要件に該当した人に支払っており、老齢年金をもらう人の原資を若い現役世代の人たちの保険料でまかなっていく「世代間扶養」である。国民年金保険料を払い続けることによって、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金をもらうことができる。老齢基礎年金を受けるためには、原則 25 年間以上必要であり、満額支給されるには、40 年間の全期間保険料を納める必要がある。

第二章では、国民年金の納付率について述べた。年齢階級別納付率から、25 歳～29 歳の納付率は約 53%と未納は若者に多いことがわかった。理由としては、届出の必要性や制度の仕組みを知らなかった、忘れていた等」「加入したくない」が半分以上を占めていた。

第三章では、保険料の未納理由について述べた。年々増えていく保険料は、収入の低い非正規労働者には特に負担が多く払えない場合がある。未納者には、年金制度の加入に保険料を納付しなければならないことや、免除制度の存在を知らないといった人が多い。そのことにより、加入しても損になるのではないかといった制度の無理解による年金不信があげられた。

第四章では、年金に加入しないと起こることについて述べた。年金の半分は税金で賄われているため、年金を支払わらないという選択は、その税金を捨てることになる。また、国民年金は加入が義務付けられている。そのため、保険料を支払わない場合は、国が強制的に保険料を徴収することができるようになっている。保険料を支払うことが困難な場合は、免除制度を使うことによって、支払期間が短くとも年金を受け取ることができることとなる。

ここまで述べてきたことから、年金の未納は、保険料が高く、経済的に納めることが困難であること、制度の仕組みを知らない、年金への不安が原因で起こってしまう。払わないという考えは、制度を知らず、払わなくてもよい、加入しても損になるのではないかと思っていることから出てしまう考えだといえる。

年金保険料の未納を減らすための改善策として、まず、貯金と年金の違いを知ってもらう必要がある。年金は働けなくなった後の唯一の所得である。社会保険方式であり、加入しないと年金が受け取れず、年金を受け取るには決められた日数の保険料の支払いが必要になるということを正しく理解してもらう。また、収入が少なく保険料を払うことができない人には免除制度を知ってもらい、利用を進めていく必要がある。

さらに、年金の制度について正しく理解してもらうため、受取年齢になってからではなく、被保険者として保険料を納める段階から給付額について意識してはどうだろうか。年金の 2 分の 1 が国庫負担であるため、年金制度自体が破たんすることは考えにくい。これを明確

に示し、不信・不安を取り除いていくことが必要ではないかと考える。より良いものへ改正していくことに加え、制度を正しく理解してもらうことが未納を減らすことにつながる。

＜参考文献＞

盛山和夫,2007,『年金問題の正しい考え方』,中公出版
佐々木一郎,2012,『年金未納問題と年金教育』,日本評論社
亀岡秀人,2004,『みんなの年金学』,PHP 研究所
中尾幸村・中尾孝子,2014,『図解わかる年金』,新星出版社
厚生省年金局,1995,『ここまでわかる年金講座』,ミネルヴァ書房
吉原健二,2004,『わが国の公的年金制度 - その生い立ちと歩み - 』,中央法規出版
河村健吉,2015,『年金格差とアベノミクス - マクロ経済スライドの問題と対策 - 』,かもがわ出版

<参考 HP>

厚生労働省 「平成 26 年度の国民年金の加入・保険料納付状況」
http:// www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_h26.pdf
厚生労働省 「平成 25 年公的年金加入状況等調査」
http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12509000-Nenkinkyoku-Chousashitsu/25pr-gaiyou.pdf
日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/
国民年金がわかるまとめサイト ねんきん! http://www.kokumin-nenk.info/